

事務事業評価シート

(H.28)No.	2152	(H.27)No.	2152
-----------	------	-----------	------

事務事業名	未熟児等援護費		
担当部局名	担当室名	室長名	
福祉子ども部	健康・子育て支援室	北森洋司	

会計区分	事業コード	251506
一般会計	(中事業名)※予算書事業名	
款	衛生費	母子保健事業
項	保健衛生費	(小事業名)
目	母子保健事業費	未熟児等援護費

1. 事務事業の位置付け

総合計画	政 策	1	互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし
	基本政策	4	健康長寿のまちづくり
	施 策	1	健康づくり
	小 施 策	2	保健予防の充実
重点施策コード			

2. 事務事業の概要

事業目的(めざす効果)	養育のため病院や診療所へ入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行い、もって児の健全な発育発達に寄与する。
事業内容	出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟のまま出生した子どもで、指定医療機関へ入院し、養育を行う必要のある子どもに対して、医療の給付を行う事業(※平成25年度から三重県からの権限委譲に伴う事業)

3. 総合計画の目標達成に向けた主な事業の実績・計画

	H.27年度(事業量・取組実績)	H.28年度(事業量・取組計画)	H.29年度(事業計画)	H.30年度(事業計画)	H.31年度(事業計画)
主な事業の実績・計画	入院を必要とする未熟児への医療給付 申請件数 21件 【委託料】 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会審査支払手数料1,867円 【扶助費】5,700,790円 国県費返還金5,528円	入院を必要とする未熟児への医療給付 申請予定件数 25件 【委託料】 ・社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会審査支払手数料3,000円 【扶助費】(見込)3,000,000円	入院を必要とする未熟児への医療給付	入院を必要とする未熟児への医療給付	入院を必要とする未熟児への医療給付

	H.27年度(決算見込)	H.28年度(作成時予算額)	H.29年度(計画予算)	H.30年度(計画予算)	H.31年度(計画予算)
①直接事業費	5,708千円	3,003千円	3,003千円	3,003千円	3,003千円
内訳(千円)					
国・県支出金	3,750	1,875	1,875	1,875	1,875
地方債					
その他(負担金)	566	500	500	500	500
一般財源	(0) 1,392	628	628	628	628
人工数					
職員	0.10人	0.20人	0.20人	0.20人	0.20人
臨時職員等					
②概算人件費	(0千円) 760千円	1,520千円	1,520千円	1,520千円	1,520千円
①+②総事業費	(0千円) 6,468千円	4,523千円	4,523千円	4,523千円	4,523千円

4. 担当室による事務事業の点検 (*点検等による成果向上や見直しが困難な事業(法令等による義務的経費、災害復旧等緊急事業などは点検対象外)

考察(H.27年度の取組評価、課題)	今後の対応方針(課題解決への取組、工夫・改善の内容)
権限委譲による法定事業である。	母子保健法に基づき、適正に遂行する。

点検項目	内容(施策達成への貢献内容、連携・協働の実践・検討内容)
(1) 事業内容や取組成果は、総合計画の施策達成に貢献しているか —(施策指標の達成に分類できない)	
(2) 地域づくり組織、市民活動団体等との連携・協働は図れないか 該当しない	

5. 今後の方向性(担当室による内部評価)

【選択肢】 継続(改善)、継続(現行)、継続(拡大)、継続(縮小)、統合検討、休止検討、廃止検討、事業完了(予定含む)	継続(現行)
具体的な見直し内容・検討内容、継続の理由	6. 事務事業の取組に関する主な市の計画
母子保健法に基づき、適正に遂行していく。	